

平成28年度当初予算調製方針

1 財政状況

- (1) 国の「経済財政運営と改革の基本方針2015について」（平成27年6月30日閣議決定）では、地方行財政の基本的考え方として、「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出両面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく」などとしており、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税総額の確保については、年末の平成28年度地方財政対策の決着に向けて、予断を許さない状況にあります。
- (2) 足下の経済情勢を見ると、東海財務局津財務事務所の「最近の三重県内経済情勢について(平成27年7月29日)」によれば、「三重県内経済は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復している」とされている一方、2015年第1四半期のGDP速報値(平成27年9月8日)が前年同期との比較で年率1.2%の減となっており、今後の景気動向については、引き続き注視していく必要があります。
- (3) このような中、本県の財政状況は、平成28年度当初予算に向けて、歳入面では、平成27年度当初予算で一般財源収入として活用できた住宅供給公社清算金など臨時収入の皆減と、平成28年度以降に制度が継続されないとすれば減となる退職手当債で、あわせて100億円程度の大幅な減額が見込まれます。また、歳出面では、高齢層職員の割合が多くなっていることにより高い水準で推移している人件費に加え、今後の県債償還のピークに向けて近年大きく増加している公債費や医療・介護等の自然増に伴い引き続き増加している社会保障関係経費について、あわせて80～90億円程度の大幅な増加が見込まれるなど、歳入歳出の両面で、例年以上に極めて厳しい状況にあります。

2 当初予算調製の基本的な考え方

- (1) 平成28年度は、現在策定を進めている「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）」（以下、「第二次行動計画（仮称）」という。）のスタートの年となります。第二次行動計画（仮称）の4年間においては、「みえ県民力ビジョン」の基本的な考え方に基づき、基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、引き続き、政策展開の基本方向である「守る」「創る」「拓く」の3つの柱で政策を展開し、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを加速させていくこととしています。

また、平成27年10月に策定を予定している「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」では、本県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、「希望がかない、選ばれる三重」をめざし、自然減対策及び社会減対策についてそれぞれ目標を掲げ、車の両輪として推進していくこととしています。

一方、行財政運営を取り巻く状況が一層厳しくなる中で、第二次行動計画（仮称）の的確な推進につなげていくため、現行の「三重県行財政改革取組」の成果と検証を踏まえた次期の行財政改革の取組に着手し、県庁内部を中心とした変革から、県民の皆さんとともに進める県政運営の変革に重点を置いた取組を推進するとともに、財政面では、これまでの「財政運営の改革」における歳出の見直しや歳入確保の取組を継続しながら、引き続き課題のある県債残高の抑制等の取組を進めることとしています。

平成28年度当初予算については、これらの理念や取組の方向性を基本方針とし、「平成28年度三重県経営方針（案）」を踏まえ、編成を行います。

- (2) 例年以上に極めて厳しい財政状況にある中で、第二次行動計画（仮称）の取組を的確に進めていくためには、事業の選択と集中をさらに進めて、より一層メリハリのある予算編成を行っていく必要があります。

このため、これまで実施してきた予算編成プロセスを引き続き円滑に運用し、伊勢志摩サミット関連の取組など県政運営上の最重要課題に的確に対応するため、予算要求上の別枠措置を設ける一方、役割や効果が薄れつつある事務事業については廃止・休止を行うなど思い切った見直しを行います。

特に、例年継続している事務事業については、ややもすると硬直的になりがちであり、今後は、財政運営の健全性を保ちつつ、新たな財政需要に機動的に対応するために、事務事業本数の削減を進めます。

- (3) 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成26年度末の県債残高（臨時財政対策債等を除く）を平成23年度末よりも減少させる目標については、達成することができましたが、引き続き、県債残高の減少傾向を維持するため、平成28年度においても県債発行の抑制に努めます。
- (4) 「平成28年度三重県経営方針（案）」において、平成28年度の重点取組に位置づけることとした「人口減少への対応」、「社会経済情勢の変化等への対応」、及び「伊勢志摩サミットへの対応」にかかる取組についても、それぞれ必要な予算上の対応を行います。
- (5) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じて、所要の対応を行っていきます。